

# 全国健康保険協会の職員採用の状況について

厚生労働省・社会保険庁

1. 平成20年10月に設立される「全国健康保険協会」の職員の社会保険庁の職員からの採用については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第15条の規定によると、次のような手順となっている。

- ① 全国健康保険協会の設立委員会が、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行う。
- ② 社会保険庁長官は、①を受けて、社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員会に提出する。
- ③ その名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員会から採用する旨の通知を受けた者は、協会の成立の時に、協会の職員として採用される。

2. 平成19年10月25日に、協会の設立委員会から、社会保険庁長官を通じ、労働条件及び採用基準を提示して、職員の募集が行われた。

社会保険庁においては、採用基準に従い、設立委員会との意見交換(3月11日、4月3日)を踏まえ、候補者の名簿を作成し、4月14日の設立委員会に、候補者の選定の考え方を「全国健康保険協会の候補者の選定」について(別添1)として示すとともに、名簿を提出し、同日、設立委員会の了承を得た。

- |                           |     |          |
|---------------------------|-----|----------|
| (別添1) 全国健康保険協会の候補者の選定について | ・ ・ | 2～5ページ   |
| (別添2) 候補者選定の状況            | ・ ・ | 6～10ページ  |
| (別添3) 参考資料                | ・ ・ | 11～16ページ |

(別添 1)

平成 20 年 4 月 14 日  
社 会 保 険 庁

## 全国健康保険協会の候補者の選定について

### 1. 協会職員の募集

(1) 平成 19 年 10 月 25 日に、全国健康保険協会設立委員会から社会保険庁長官に対して、同委員会で決定された労働条件及び採用基準に基づき、当庁の職員に全国健康保険協会（以下「協会」という）の労働条件及び採用基準を提示の上、同協会職員の募集を行うよう依頼があった。

(2) 社会保険庁長官は、これを受け、職員に対し説明会を行った上で、意向調査を実施し、協会の職員となることに関する職員の意思を確認した。

○意向調査実施職員総数 16,307 人（平成 19 年 11 月 1 日現在）

○協会を第 1 希望とする職員数 4,156 人

(3) 社会保険庁長官は、協会の職員となる意思を表示した者の中から、採用基準に従い協会の職員となるべき候補者を選定し、その名簿を作成した。（約 1,800 名を上限とした。）

○名簿に登載した職員数 1,800 人

## 2. 名簿作成の考え方

名簿の作成にあたっては、設立委員会から示された職員の採用基準に従い、次のとおり、採用候補者を公正・公平に選定した。

- (1) 協会を第1希望とする者を優先する。
- (2) 協会の理念・運営方針、実績及び能力本位の給与体系や広域的な人事異動を原則とする協会の人事方針に賛同する者を選定する。
- (3) 職務に対する意欲、能力を有すると判断される者を選定する。(※この判断には、平成19年度上期における人事評価を踏まえ、従前の勤務成績等を勘案する。以下、勤務成績の判断は同様とする。)
  - ① 人事評価結果が役職階層に期待される能力又は実績を大きく下回った者（実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「D」評価である者）は除外する。
  - ② また、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「C」評価である者については、従前の勤務成績等も勘案し、可否を慎重に判断する。
- (4) 業務遂行に支障のない健康状態である者を選定する。
- (5) 協会の組織運営や業務が適切かつ円滑に実施されるよう、協会の本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、候補者が一定年齢に偏らないように年齢構成を考慮し、更に、その役職に必要な職員の知識・業務経験を比較・勘案し、ふさわしい者をバランスよく選定する。その際には、次の3点に留意する。
  - ア 希望者の健康保険業務経験（協会に移管する対象業務）の長短
  - イ アの業務経験のうち、一般職員、係長、課長などの経験年数
  - ウ 候補者の健康保険業務経験以外の業務経験

- (6) 過去に国家公務員法による懲戒処分等を受けている者の選定については、勤務成績や改悛の情を併せて考慮することとし、勤務成績と処分の量定に応じて、他の職員よりも一定以上高い水準の評価がなされた者に限るなど、厳正に可否を判断する。(別紙を参照)
- (7) (1) から (6) までの選定の結果、協会職員となることを第1希望とする職員に当該役職に適任な候補者がいない場合は、協会を第2希望又は第3希望としている職員から上記の要件に合致した者を抽出し、その中で本人の同意が得られた者を選定する。
- (8) 今後、候補者名簿の提出から平成20年10月1日の協会発足に伴う職員採用までの間に、同名簿に記載された者に対して新たに国家公務員法による懲戒処分等が行われた場合については、その処分に係る行為の内容、当該候補者の直近の勤務成績等を含め設立委員会に報告する。

## 過去に懲戒処分等を受けている者にかかる選定の考え方

◎ 次の要件を満たす者から選定する。

回数 処分内容		懲戒処分を1回を受けている者	過去に懲戒処分を複数回を受けている者	候補者
懲戒 処分 の 処分 量 定	停 職	実績評価又は能力評価が役職階層に期待される実績又は能力を大きく上回っている者（実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「S」評価である者）	懲戒処分の量定に「停職」を含んでいる場合は、実績評価及び能力評価の評語がいずれも「S」評価である者	0人
	減 給	実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を上回っている者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「A」評価以上である者）	上記以外の場合であって、懲戒処分の量定に「減給」を含んでいる場合は、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「S」評価で、かつもう一方の評語が「A」評価以上である者	9人
	戒 告	実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を有している者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「B」評価以上である者）	懲戒処分の量定が「戒告」のみの場合は、実績評価又は能力評価の評語のいずれかが「A」評価以上で、かつもう一方の評語が「B」評価以上である者	62人
懲戒処分は受けていないが矯正措置を受けている者		行為者として矯正措置の量定が「訓告」である処分を複数回を受けている場合には、実績評価及び能力評価が役職階層に期待される実績及び能力を有している者（実績評価及び能力評価の評語がいずれも「B」評価以上である者）		0人

## (別添 2)

### 候補者選定の状況

#### (1) 年齢構成

候補者の年齢構成	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計1,800人
	524人	879人	244人	153人	
	29.1%	48.8%	13.6%	8.5%	

〈参考〉

在職者の年齢構成(20. 1. 1現在)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計15,876人
	2,763人	6,396人	3,939人	2,778人	
	17.4%	40.3%	24.8%	17.5%	

#### (2) 男女構成

候補者の男女割合	男	女	計1,800人
	1,308人	492人	
	72.7%	27.3%	

〈参考〉

在職者の男女構成(20. 1. 1現在)

	男	女	計15,876人
	11,626人	4,250人	
	73.2%	26.8%	

### (3) 人事評価の状況

(参考)	S	A	B	C・D
構成比	5%	25%	3級以上 50% 2級以下 60%	3級以上 20% 2級以下 10%

19年度上期の人事評価結果(能力)	S	A	B	C	D	評価なし ※
	87人	523人	1,006人	152人	0人	32人
	4.8%	29.1%	55.9%	8.4%	0.0%	1.8%

計1,800人

19年度上期の人事評価結果(実績)	S	A	B	C	D	評価なし ※
	86人	540人	994人	148人	0人	32人
	4.8%	30.0%	55.2%	8.2%	0.0%	1.8%

計1,800人

※ 評価なし者とは、社会保険庁以外の他部局に出向していること等により人事評価を実施していない者である。

※ 能力評価の評価対象期間は平成18年10月～平成19年9月であり、実績評価の評価対象期間は平成19年4月～9月である。

#### (4) 処分の状況

候補者の状況	有	無	合計
国家公務員法による懲戒処分の有無	3.9%	96.1%	100%
	71人	1,729人	1,800人
	停職 0    減給 9    戒告 62		

懲戒処分無し者のうち矯正措置を受けている者は317人

(参考1) 全国健康保険協会希望職員の状況	有	無	合計
国家公務員法による懲戒処分の有無	5.4%	94.6%	100%
	226人	3,930人	4,156人
※	停職 4    減給 58    戒告 166		

懲戒処分無し者のうち矯正措置を受けている者は791人

(参考2) 意向調査対象職員の状況	有	無	合計
国家公務員法による懲戒処分の有無	5.9%	94.1%	100%
	961人	15,346人	16,307人
※	停職 23    減給 246    戒告 716		

懲戒処分無し者のうち矯正措置を受けている者は3,572人

※量定別内訳は件数であり、一人で複数の処分を受けている者がいるため人数と一致しない。

## 過去に懲戒処分等を受けている者の状況について

◎協会職員候補者(1,800人)における状況である。

処分内容	意向調査対象者全体		協会希望職員全体		協会職員候補者(案)	
	懲戒処分(件)	矯正措置(件)	懲戒処分(件)	矯正措置(件)	懲戒処分(件)	矯正措置(件)
1 業務目的外閲覧	703	1,970	178	482	59	229
	4.3%	12.1%	4.3%	11.6%	3.3%	12.7%
2 国年不適正処理	135	1,445	28	328	8	94
	0.8%	8.9%	0.7%	7.9%	0.4%	5.2%
3 監修料	20	19	2	1	1	1
	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
4 その他	127	202	20	51	3	21
	0.8%	1.2%	0.5%	1.2%	0.2%	1.2%
合 計	985	3,636	228	862	71	345
	6.0%	22.3%	5.5%	20.7%	3.9%	19.2%
対象者全体(人)	16,307		4,156		1,800	

(注1)懲戒処分を複数受けている場合は、それぞれの処分内容に件数を計上。

(注2)懲戒処分と矯正措置を受けている場合は、懲戒処分の件数のみ計上。

(注3)懲戒処分が無く矯正措置を複数受けている場合は、それぞれの処分内容に件数を計上。

(注4)矯正措置には監督者処分を含む。

## 過去に懲戒処分を受けている者の状況について(処分内容別・処分量定別)

◎協会職員候補者(1,800人)における状況である。

処分量定 処分内容	意向調査対象者全体				協会希望職員全体				協会職員候補者(案)			
	停職	減給	戒告	計	停職	減給	戒告	計	停職	減給	戒告	計
1 業務目的外閲覧	2	148	553	703	2	44	132	178	0	7	52	59
	0.01%	0.91%	3.39%	4.31%	0.05%	1.06%	3.18%	4.28%	0.00%	0.39%	2.89%	3.28%
2 国年不適正処理	5	66	64	135	0	11	17	28	0	2	6	8
	0.03%	0.40%	0.39%	0.83%	0.00%	0.26%	0.41%	0.67%	0.00%	0.11%	0.33%	0.44%
3 監修料	0	0	20	20	0	0	2	2	0	0	1	1
	0.00%	0.00%	0.12%	0.12%	0.00%	0.00%	0.05%	0.05%	0.00%	0.00%	0.06%	0.06%
4 その他	16	32	79	127	2	3	15	20	0	0	3	3
	0.10%	0.20%	0.48%	0.78%	0.05%	0.07%	0.36%	0.48%	0.00%	0.00%	0.17%	0.17%
合 計(件)	23	246	716	985 (961人)	4	58	166	228 (226人)	0	9	62	71 (71人)
	0.14%	1.51%	4.39%	6.04%	0.10%	1.40%	3.99%	5.49%	0.00%	0.50%	3.44%	3.94%
対象者全体(人)	16,307				4,156				1,800			

(注1)懲戒処分を複数受けている場合は、それぞれの処分内容に件数を計上。  
(注2)% (パーセント)は、各々の対象者全体(人)に占める該当件数の割合を計上。  
(注3)合計のカッコ数字は懲戒処分者数である。

(別添3)

## 参 考 資 料

	ページ
・ 職員の採用の基準（平成19年10月25日） .....	1 2
・ 健康保険法等の一部を改正する法律（抄） .....	1 3
・ 全国健康保険協会について.....	1 4
・ 全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について.....	1 5
・ 全国健康保険協会設立委員名簿.....	1 6

## 職員の採用の基準

1. 職務に対する知識、技能、意欲、適性、日常の勤務に関する実績等に照らし、全国健康保険協会の業務にふさわしい者であること。これらについては、平成19年度上期における人事評価を踏まえ、従前の勤務成績等を勘案し、総合的かつ公正に判断するものとする。
2. 協会の理念・運営方針並びに実績及び能力本位の給与体系を含む協会の人事方針に賛同するとともに、法令等の規律を遵守し、被保険者のために業務の改革やサービスの向上に積極的に取り組む意欲があること。この点に関しては、誓約書に署名、捺印の上、提出した者であること。
3. 職務遂行に支障のない健康状態であること。なお、心身の故障により長期にわたって休養中の職員については、回復の見込みがあり、長期的にみて職務遂行に支障がないと判断される健康状態であること。
4. 懲戒処分を受けた者及び社会保険庁の改革に反する行為を行った者については、その内容等を踏まえ、勤務成績及び改悛の情を考慮して、可否を厳正に判断するものとする。あわせて、矯正措置等についても、その理由となった行為の性質等をきめ細かく勘案するものとする。
5. 年齢満60歳未満であること。

上記のほか、職員の採用に当たっては、採用予定者数を上限とするとともに、協会における組織の運営や業務が適切かつ円滑に行えるよう、本部・支部の人数及び役職との整合性を図るとともに、広域的な人事異動を原則とする協会の人事方針や年齢構成のバランスを考慮するものとする。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

## 附 則

第十三条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を定めなければならない。

3～7 （略）

第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

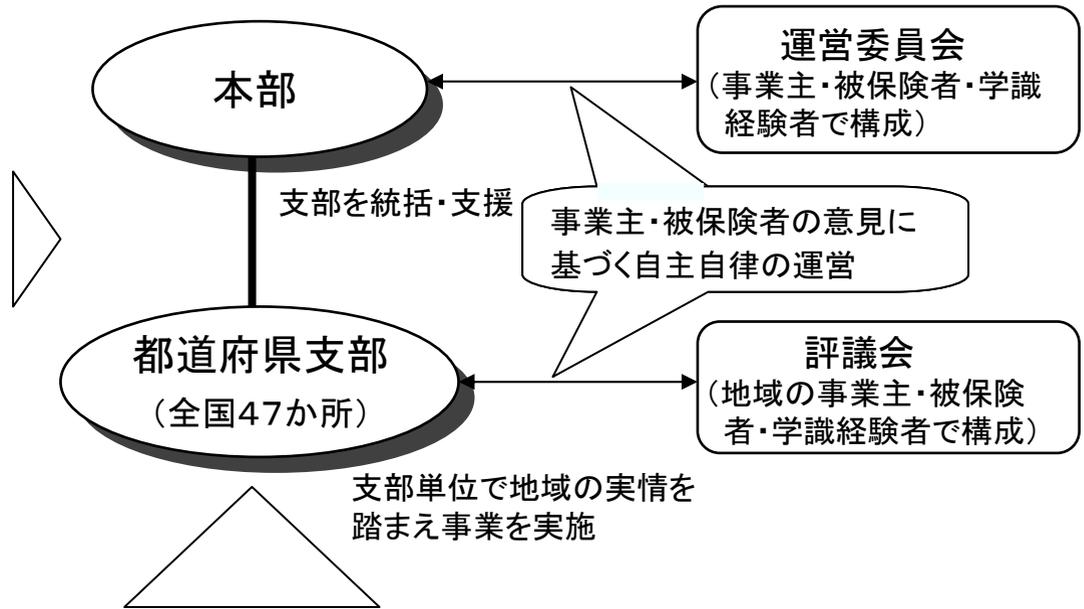
3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時に於いて、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

# 全国健康保険協会について

- ◎中小企業等の被用者とその家族（約3600万人）が加入する健康保険（現在の政管健保）を運営
- ◎民間出身者を理事長に登用。民間のノウハウを最大限導入し、効率化やサービス向上を徹底



## 保険運営の企画

- ・都道府県別保険料率の設定
- ・財政運営
- ・業務改革・サービスの向上
- ・医療費分析、情報発信

## 保険給付

- ・被保険者証の発行
- ・窓口サービス・相談
- ・保険給付
- ・レセプトの点検

## 保健事業(予防)

- ・健診
- ・保健指導
- ・情報提供・相談  
(生活習慣病の予防を強化)

※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付

# 全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について

設立委員会においては、予算、事業計画、定款、運営規則、職員の労働条件・採用基準等の策定、職員の採用の決定等、協会の設立準備を行うこととなっている。

## 【開催状況】

- ・第1回(平成18年11月14日)  
政管健保の公法人化の概要、政管健保の現状等
- ・第2回(平成19年1月30日)  
庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備、協会の理念・運営方針
- ・第3回(平成19年3月29日)  
庁改革の状況等、協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第4回(平成19年5月22日)  
協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第5回(平成19年7月3日)  
組織人員、給与等
- ・第6回(平成19年8月27日)  
組織人員、給与等
- ・第7回(平成19年9月27日)  
労働条件、採用基準等
- ・第8回(平成19年10月16日)  
労働条件、採用基準等
- ・職員の募集の開始(平成19年10月25日)
- ・第9回(平成19年12月26日)  
事業計画、愛称・シンボルマーク等
- ・第10回(平成20年3月11日)  
事業計画及び予算、定款及び運営規則、職員の募集・採用等
- ・第11回(平成20年4月3日)  
定款及び運営規則、職員の募集・採用等
- ・第12回(平成20年4月14日)  
職員の採用等

※平成19年8月22日に理事長予定者を指名するとともに、設立委員として任命

平成 19 年 8 月 31 日

## 全国健康保険協会設立委員名簿

- 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 逢見 直人 UIゼンセン同盟参与
- 大塚 陸毅 東日本旅客鉄道(株)取締役会長
- 梶田 信一郎 内閣法制次長
- 加島 英俊 (株)加島建設会長(広島県商工会連合会会長)
- 川端 唯司 (株)たねや常勤監査役(全国社会保険委員会連合会理事)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 五嶋 耕太郎 (株)五島屋代表取締役会長(石川県中小企業団体中央会会長)
- 小林 剛 芙蓉オートリース(株)監査役(全国健康保険協会の理事長となるべき者)
- ◎ 星野 進保 前総合研究開発機構客員研究員
- 山崎 春樹 千代田興業(株)総務課長(秋田県社会保険委員会連合会幹事)
- 山下 一平 (株)ヤマシタコーポレーション代表取締役社長
- ◎:委員長 ○:委員長代理

(五十音順、敬称略)